

事 務 連 絡

令和5年3月30日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(一社) 不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会
(一社) 全国住宅産業協会

御中

国土交通省不動産・建設経済局

不動産課不動産指導室

犯罪収益移転防止法に係る義務の確実な履行について（依頼）

標記について、令和3年度に各地方整備局等及び各都道府県において、約1,000の特定事業者（宅地又は建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介を行った宅地建物取引業者）に立入調査を行った結果、法定事項である顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存等に不備が認められ、半数近くの特定事業者に対して犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第17条に基づく指導を行いました。

また、令和4年11月24日の参議院内閣委員会において、宅地建物取引業者による実質的支配者等に関する取引時確認（犯罪収益移転防止法第4条）が必ずしも十分に行われていないのではないかとの指摘がなされております（別添国会会議録抜粋を参照）。

貴団体におかれましては、会員企業に対し今般改訂した「犯罪収益移転防止のためのハンドブック」の周知と併せ、犯罪収益移転防止法に係る義務の確実な履行について、改めての周知・指導の程、よろしく申し上げます。

以 上

R4. 11. 24 参・内閣委員会速記録抜粋

○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法16）（衆議院送付）

立民・杉尾秀哉君

適切な運用に努めるという非常にアバウトな答弁だったんですけど、やっぱり負担が増えるわけなので、先ほど弁護士さんとかほかの士業の話もありましたけれども、ここはしっかりと周知徹底をですね、新しい制度の周知徹底、これを進めていただきたい。

その中で、今回の法改正で、職業専門家による取引時確認が適切に行われたとしても、関係する業務を取り扱う職業専門家以外の特定事業者においても適切な取引時確認が行われなければ、これはやっぱりマネロン対策においては抜け穴になるということです。例えば、不動産業界、宅地建物取引業者、これは既に法律上の確認義務を課されておりますけれども、それにもかかわらず、実質的支配者等に関する取引時確認の実施が必ずしも十分に行われていないのではないかと、こういう指摘があります。

そこで、今回の法改正を機に、宅地建物取引業者を始めとする既存の特定事業者についても、政府としてこれまで以上に適切な取引時確認などが行われるよう業界団体などに周知徹底を図るべきだと考えますけれども、これについても政府の対応を聞かせてください。

谷国務大臣

委員御指摘の宅地建物取引業者につきましては、おっしゃられるとおり大変数が多い、全国的に。しかも、国土交通省や都道府県が宅地建物取引業者に対して実施する立入検査の中で、本人確認など義務規定に係る履行義務の確認が行っていると承知しているところでございますが、しかしその徹底を図るために、本年十月三十一日には、国土交通省において、宅地建物取引業におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に係るガイドラインを策定したところでございます。関係機関と連携して、宅地建物取引におけるマネロン等対策の実効性が現実的に更に向上するよう取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

立民・杉尾秀哉君

大臣に答弁していただきました。これ、宅地建物取引業は国交省の管轄でございますので、これは国交省を通じてということで、これは徹底していただきたい。で、これは士業の人以外も、それに関連したいろんな業界ありますので、この周知徹底は是非ともやっていただきたいというふうに思います。